

## 南砺市防災センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南砺市防災センター条例（平成27年南砺市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 南砺市防災センター（以下「防災センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとし、休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

(使用の申請)

第3条 条例第6条第1項の規定により、防災センターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、防災センター使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日（使用しようとする日が引続き2日以上であるときは、その初日。以下同じ。）の3日前までに提出しなければならない。ただし、市長が相当の理由があり、かつ、施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条の申請書を受理し、適当と認めるときは、防災センター使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(使用期間)

第5条 防災センターの施設等の使用期間は、同一の内容で引き続いて7日以上の使用をすることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、防災センターの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防災センターの施設又は附属設備等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、防災センター内で物品の販売をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、防災センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

防災センター使用許可申請書	
(宛先) 南砺市長	年 月 日
申請者 住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> 電 話	
南砺市防災センターの施設を使用したいので、次のとおり申請します。	
使 用 日 時	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
	時 分 ~ 時 分
使 用 施 設 名	防災ホール ( 全面 半面 ) その他 ( )
使 用 目 的	
使 用 器 具 等	予 定 人 数
	人
使 用 責 任 者	住所 氏名 <span style="float: right;">電話</span>

様式第2号（第4条関係）

防災センター使用許可書 年 月 日 様 南 砺 市 長 印 年 月 日 付けで申請のあった南砺市防災センターの使用 について、下記の条件を付して許可します。 記	
使 用 日 時	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )
	時 分 ~ 時 分
使 用 施 設 名	防災ホール（ 全面 半面 ） その他（ ）
使 用 目 的	
使 用 許 可 の 条 件	1 使用責任者は、使用開始から終了時まで立ち会うこと。 2 当該施設又は使用物件等を棄損したときは、直ちに届け出た上で原状に復すること。 3 準備及び後片付け等の整頓は、使用者が責任をもって行うこと。 4 職員の指示に従うこと。 5 南砺市防災センター条例施行規則第6条に規定する使用者の遵守事項を守ること。